

小規模貯水槽水道管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、小規模貯水槽水道の管理に必要な事項及び汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 小規模貯水槽水道の管理は、貯水槽水道設置者の責務であり、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、この要領の目的を達成するため、設置者の協力のもとに、天理市水道事業給水条例第43条（以下「給水条例」という。）を根拠として指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道とは、簡易専用水道、専用水道及びビル管理法のいずれも適用されない、受水槽以下の水道設備をいう。
- (2) 設置者とは、貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。
- (3) 貯水槽とは、受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。
- (4) 衛生行政とは、貯水槽水道の所在地を管轄する保健所等をいう。

(責務)

第4条 小規模貯水槽水道の管理については、天理市給水条例第44条第2項に基づき、次の各号に掲げる内容により実施するものとする。

- (1) 設置者は、小規模貯水槽水道の管理を自主的に行うとともに、この要領に基づいて行われる管理者の指導に協力するものとする。
- (2) 管理者は、この要領の適正な運用に努めなければならない。

- (3) 管理者は、この要領に基づいてその業務を円滑に遂行できるよう衛生行政との連携を密にするよう努めるものとする。

(小規模貯水槽水道の届出)

第5条 設置者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者に届け出なければならない。

- (1) 小規模貯水槽水道を設置するときは、速やかに「小規模貯水槽水道設置届(様式第1号)」を、管理者に届け出るものとする。
- (2) 小規模貯水槽水道を変更するときは、速やかに「貯水槽水道変更届(様式第2号)」を、管理者に届け出るものとする。
- (3) 小規模貯水槽水道を休止(廃止)したときは、速やかに「貯水槽水道休止(廃止)届(様式第3号)」を、管理者に届け出るものとする。

(平常時の措置)

第6条 設置者は、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
- (2) 小規模貯水槽水道の損傷の有無及び状況等について、定期に点検を行うこと。
- (3) 天理市水道事業給水条例施行規程第29条第2項に定める水質検査を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。また、その結果異常が判明したときは、直ちに管理者に連絡してその指導を受けること。
- (4) 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (5) 小規模貯水槽水道は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。
- 2 管理者は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 小規模貯水槽水道の管理を設置者に対して必要な指導を行うものとする。
- (2) 小規模貯水槽水道台帳を作成し、これを整理し、保管するものとする。
- (3) 小規模貯水槽水道の管理の充実を図るために必要に応じ現場調査を行うものとする。

(4) 小規模貯水槽水道の管理に関する利用者の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

(汚染事故発生時の措置)

第7条 設置者は、小規模貯水槽水道に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 当該小規模貯水槽水道の利用者に事故の発生を周知するとともに、直ちに衛生行政に通報するものとする。

(2) 水質に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」上欄に掲げる項目のうち必要なものについて検査を行い、直ちに、給水停止及び使用期限等の措置をとるものとする。

(3) 給水停止等の措置を取った場合は、管理者と協議の上、代替水を確保することとし、それに係る経費については設置者の負担によるものとする。

(4) 当該小規模貯水槽水道が復旧した後は、「水質基準に関する省令」上欄に掲げる項目のうち必要なものについて検査を行い、飲料水の安全を確保してから、給水を開始するものとする。

2 管理者は、小規模貯水槽水道に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認められた場合は、前項の規定に従って適切な措置をとるよう、設置者に指導するものとする。

(2) 情報収集及び関係機関への連絡を行うものとする。

ア. 事故の内容を的確に把握するものとする。

イ. 衛生行政に連絡し、汚染調査、設置者に対する指導又は代替水の確保が円滑に行えるようにするものとする。

(貯水槽の維持管理基準)

第8条 設置者は、次の各号に掲げる基準に従って貯水槽水道を維持管理しなければならない。

- (1) 末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素についての点検は1年以内ごとに1回行うものとする。
- (2) 給水栓における水の遊離残留塩素は0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上を保持すること。ただし、供給する水が病原性微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L（結合残留塩素の場合は1.5mg/L）以上とするものとする。
- (3) 施設の点検は、1年以内ごとに1回実施する。点検の方法は「設備のチェックポイント（別紙第1）」を参考として行うものとする。
- (4) 定期的に行う貯水槽の清掃については、貯水槽の標準的な清掃方法（別紙第2）によるものとし、1年以内ごとに1回実施するものとする。
- (5) 点検の結果異常があれば、設備の取り替え、補修、清掃等を行うものとする。
- (6) 管の損傷、さび及び漏れについては、目視のほか残留塩素、給水量の推移等を参考にして点検し、異常があれば必要な補修を行うものとする。
- (7) 逆流及び吸入を防ぐとともに衛生器具の吐水口空間を保つこと。吐水口空間が適正に保たれない場合は、バキュームブレーカーを取付け、適正に作動しているか否かを点検するものとする。
- (8) 長期間使用を停止した水槽を使用するときは、槽内を点検し、必要に応じて槽内の水の入れ換え等を行い、残留塩素を測定して安全を確認してから給水するものとする。
- (9) 貯水槽の点検等に関する記録については、保管しておくものとする。
- (10) 施設の図面を保管しておくものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。